

部会3「BIMを活用した建築確認 検査の実施検討部会」検討状況

(建築確認におけるBIM活用推進協議会
2025年度 検討状況)

建築確認におけるBIM活用推進協議会 事務局

目次

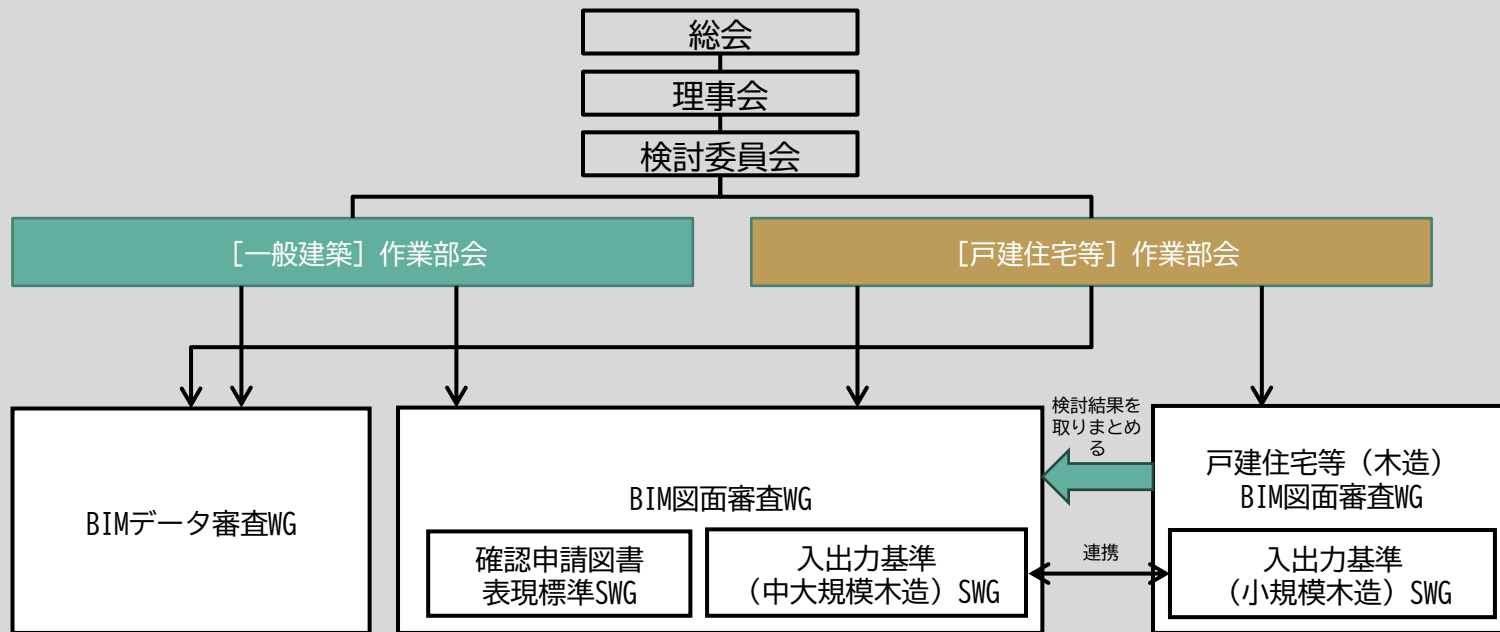
(1) 検討体制

(2) 検討結果概要

(3) 令和8年度 活動案について

(1) 検討体制

検討する建築物に応じ2つの作業部会と、検討事項に合わせた3つのWGを設置した。



※：協議会の事務を処理するため、事務局を日本建築行政会議指定機関委員会に置く
※：作業部会には、必要に応じてBIMソフトウェアベンダー等が参加する

(2) 検討結果概要

◆検討内容

1. 「BIM図面審査」における手続・審査方法の整理、環境整備

1) BIM図面審査の申請・審査の実施に向けた検討

1) - 1 BIM図面審査試行・検証①

1) - 2 BIM図面審査試行・検証②

1) - 3 試行・検証を踏まえたガイドライン、入出力基準、申告書、
申請・審査用マニュアルの検討

2) 確認申請図書表現標準の検討

3) 中大規模木造に関する検討

4) 戸建住宅等（木造）に関する検討

2. 「BIMデータ審査」の実施に向けた環境整備

1) 「BIMデータ審査」の仕組み等の検討

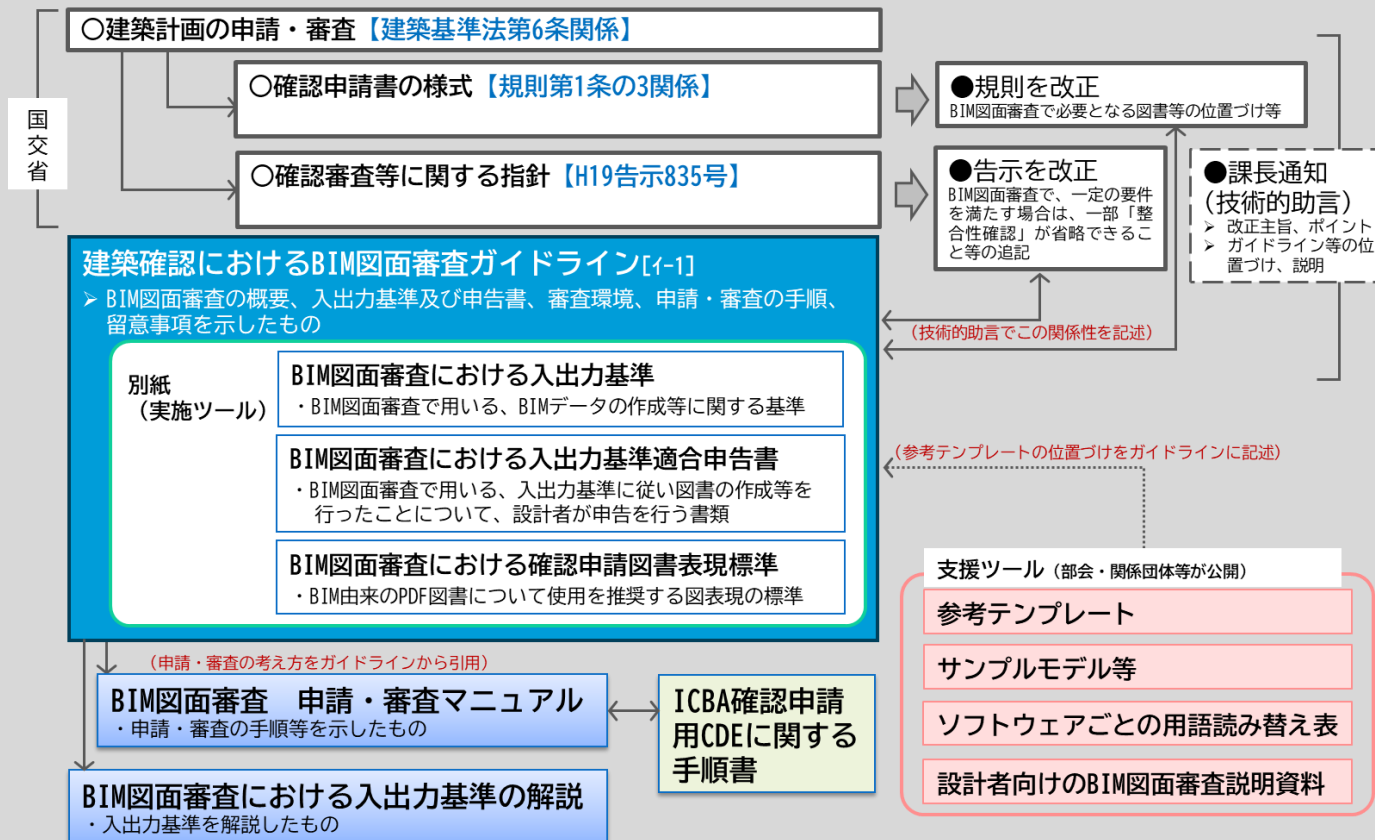
2) 「BIMデータ審査」の実施に向けた要件整理の検討

3) 法令の構造化等の検討支援

4) BIMデータ審査の開始・展開に必要な成果と工程等の検討・整理

1. 「BIM図面審査」における手続・審査方法の整理、環境整備

■BIM図面審査の開始に向けた成果 2026/3/13更新版



1. 「BIM図面審査」における手続・審査方法の整理、環境整備

1) BIM図面審査の申請・審査の実施に向けた検討

	R7.3 (期初)	BIM図面審査試行・ 検証①を踏まえた改訂 R7.11	BIM図面審査試行・ 検証②を踏まえた改訂 R8.2	BIM図面審査対応の省 令・告示改正を踏まえ た改訂 R8.3
建築確認におけるBIM図 面審査ガイドライン	案	事前公表版	初版	初版 令和8年3月版
別紙1 入出力基準 (構造:木造除く)	案	事前公表版	初版	初版 令和8年3月版
別紙2 申告書 (構造:木造除く)	案	事前公表版	初版	初版 令和8年3月版
別紙1 入出力基準・別紙2 申告書 (構造:木造)	—	素案 (別紙1 入出力基準のみ)	—	初版 令和8年3月版
別紙3 確認申請図書表現 標準	素案	事前公表版 (※12月公開)	初版	初版 令和8年3月版
申請・審査マニュアル	//	案	初版	初版 令和8年3月版
(仮称)入出力基準の 解説書	—	検証の結果 新たに設定	—	初版 (予定)

1. 「BIM図面審査」における手続・審査方法の整理、環境整備

1) BIM図面審査の申請・審査の実施に向けた検討

試行・検証①
(整合性確認に係る検証)

ガイドライン
等(事前公表版)

試行・検証②
(CDE機能に係る検証)

ガイドライン
等(初版)

省令・告示改
正案公表

ガイドライン
等(初版 令和
8年3月版)

● 試行・検証の目的

・ 申告書により、整合性確認の**省略可能な範囲を正しく伝達**できるか。

⇒ 検証項目：

- ① 申請者は省略箇所を的確に記載できるか。
- ② 審査者は省略箇所を正しく理解できるか。

・ 入出力基準に従って作成され、申告された(=省略可能な)範囲は**整合性が確保**されているか。

⇒ 検証項目：

- ③ 入出力基準に従って作図が可能か、④ 書き出しが可能か、
- ⑤ 整合性は確保されているか

検証①の課題を踏まえたガイドライン等への反映

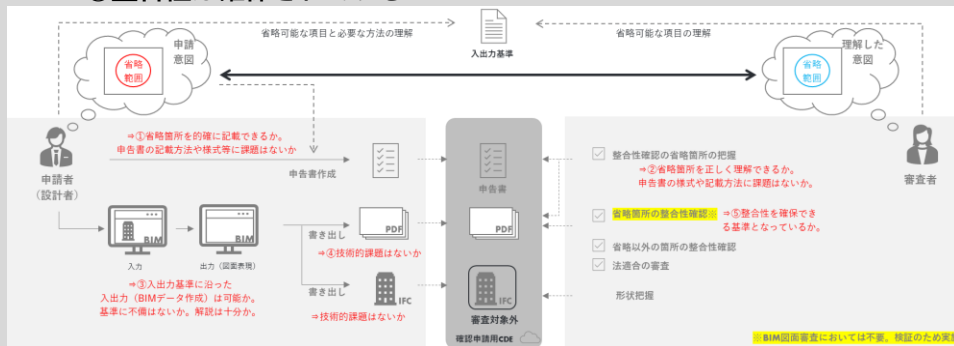
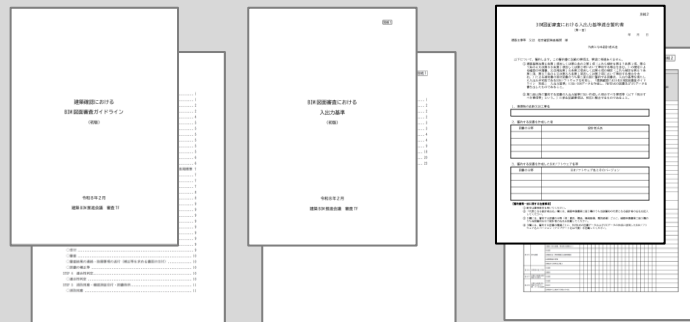
- 対応1: 「入出力基準の解説書」の作成・基準の一部見直し
- 対応2: 「申告」の位置づけの見直し
- 対応3: 申告書の様式の見直し



ガイドライン
(事前公表版)

別紙1: 入出力基準
(事前公表版)

別紙2: 申告書
(事前公表版)



1. 「BIM図面審査」における手続・審査方法の整理、環境整備

1) BIM図面審査の申請・審査の実施に向けた検討



●試行・検証の目的

- ・ 申告書により、整合性確認の省略可能な範囲を正しく伝達できるか。また、入出力基準に従って作成され、申告された（＝省略可能な）範囲は整合性が確保されているか。（①と同様に実施）
- ・ 申請から確認済証交付までの手続きが確実に実施できるか。
- ・ ICBA確認申請用CDEの機能検証
共通機能、情報共有機能、アップロード、ダウンロード機能、コミュニケーション機能、ビューイング機能、マークアップ機能、PDFデータ差分機能
- ・ 電子申請受付システムとCDEの連携機能の検証



●検証結果

- CDEシステムを利用した申請について、基本的な操作や手続きについて大きな問題はなく実施できたが、いくつかの課題が明らかになった。課題について下記のとおり分類し、主要なものを整理した。
- ・ CDEシステムの不具合と考えられる項目
 - ・ UIの不備に起因する意見や改善要望
 - ・ 基準の整備が必要と思われる課題
 - ・ 運用上のルールの明確化が必要と思われる課題

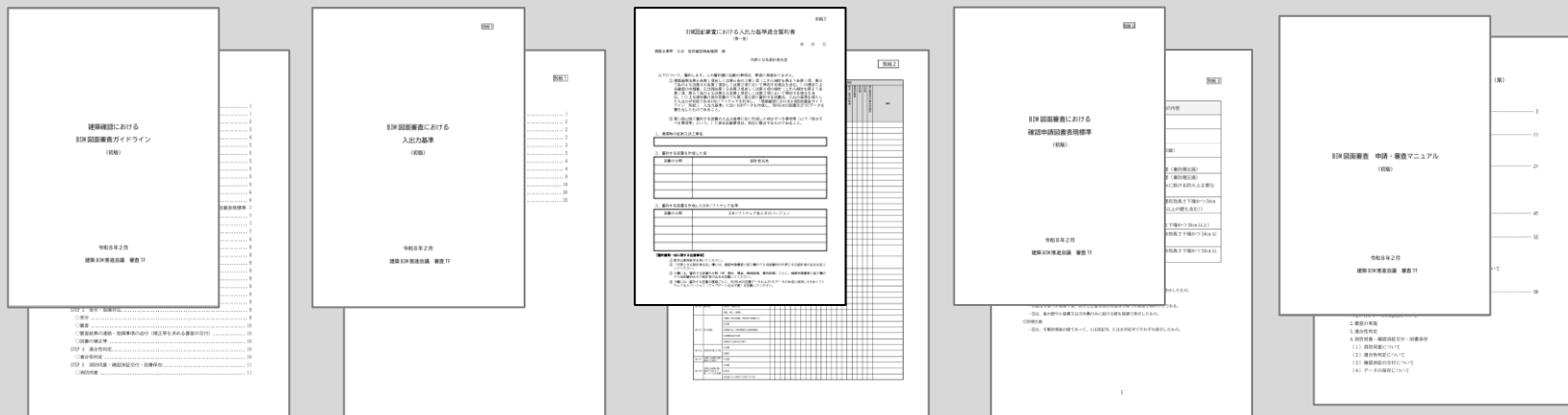
1. 「BIM図面審査」における手続・審査方法の整理、環境整備

1) BIM図面審査の申請・審査の実施に向けた検討

BIM図面審査の試行を通じ、ガイドライン・マニュアル類の改善、初版の公表を行った。

<成果物>

- ・ 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（初版）
 - ・ 別紙1 BIM図面審査における入出力基準（初版）
 - ・ 別紙2 BIM図面審査における入出力基準適合申告書（初版）
 - ・ 別紙3 BIM図面審査における確認申請図書表現標準（初版）
- ・ BIM図面審査 申請・審査マニュアル（初版）
- ・ 建築確認における入出力基準の解説書（初版）※3月末公表予定



ガイドライン

別紙1：入出力基準

別紙2：申告書

別紙3：表現標準

マニュアル

1. 「BIM図面審査」における手続・審査方法の整理、環境整備

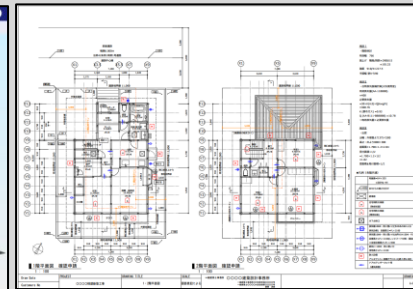
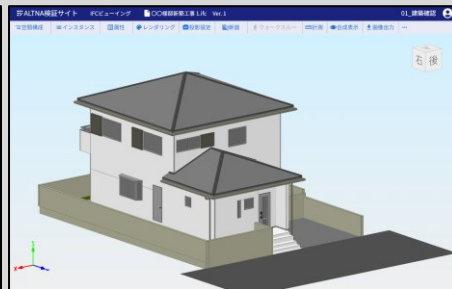
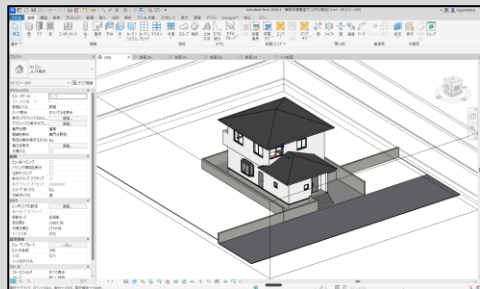
●木造（軸組工法・桢組壁工法）の項目

番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等	細目
		①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類
W共通-001	土台	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類
W共通-002	床版	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類 ④開口部の位置及び形状
W共通-003	耐力壁 (面材)	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類
W共通-004	耐力壁 (筋かい)	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類
W共通-005	準耐力壁 (面材)	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類 ④開口部の位置及び形状
W共通-006	アンカーボルト	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類
W共通-007	金物	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類
W共通-008	屋根版	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類 ④開口部の位置及び形状
W軸組-001	柱	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類 ④柱の種類
W軸組-002	大ばり	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種類 ④接合金物の構造

●木造（軸組工法・桢組壁工法）の基準の一部抜粋

<p>W共通-001 土台</p> <p><形状></p> <p>①位置及び形状 ・土台の位置（土台の配置）及び形状（土台の断面形状（矩形）、せい及び幅）は、台/梁オブジェクト等を用いて入力し、表示する。</p> <p><属性></p> <p>②符号 ・土台の符号は、土台/梁オブジェクト等の属性情報として入力し、表記する。</p> <p>③材料の種類 ・土台の使用材料（木材の材種）は、土台/梁オブジェクト等に属性情報として入力し、表記する。</p>
<p>W共通-002 床版</p> <p><形状></p> <p>①位置及び形状 ・床版の位置（床版の有無及び配置）及び形状（床版の形状及び厚さ）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。</p> <p><属性></p> <p>②符号 ・床版の符号は、床オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。</p> <p>③材料の種類 ・床版の使用材料（床版の材料種別及び厚さ、釘の種類及び釘打ち間隔）及び倍率は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。</p> <p><形状（床版の開口部）></p> <p>④開口部の位置及び形状 ・開口部の位置（床版開口部の有無及び配置）及び開口部の形状（床版開口部の外形）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。</p>

●作成した戸建住宅サンプルモデル(Revit (AUTODESK))

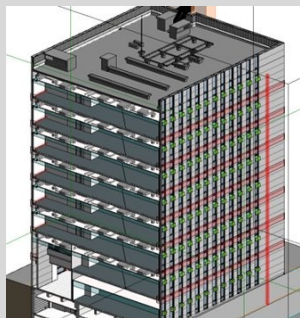


2. 「BIMデータ審査」の実施に向けた環境整備

BIMデータ審査とは「確認申請のデジタル化」

- IFCモデルを確認申請に提出する「申請図書」として、直接的に活用する。
- IFCモデル等のデジタル情報を活用した目視によるビュー審査と、AIの可能性も視野に入れた審査補助機能のプログラム等を用いたデジタル審査による建築確認である。

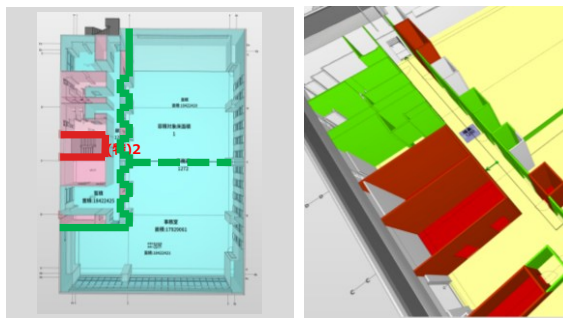
IFC・確認申請書情報
・法的な建物仕様情報



申請

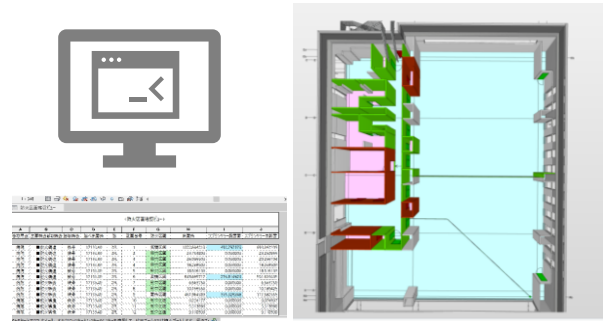
申請前の段階で、設計者が法適合や審査に必要な情報の記入漏れ等をチェックが可能

ビュー審査



IFCデータを用いて審査に必要な情報が表示され、視覚的にわかりやすい表示により確認する

デジタル審査



プログラムやAI等のデジタル技術を用いて法適合チェックを行うことで、審査の確実性を高め、より迅速で効率的な審査を図る

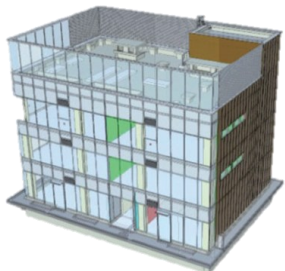
2. 「BIMデータ審査」の実施に向けた環境整備

1) 「BIMデータ審査」の仕組み等の検討（BIMデータ審査のメリット）

AI等を活用したBIMデータ審査により、生産性向上と専門人材育成による持続可能な建築産業の確立

発注者

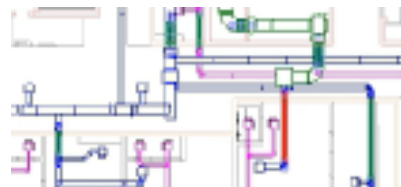
- 受発注者間での3Dデータの共有を通じたプロジェクト全体の情報連携の高度化
- 建築物の視覚的な情報共有による意思決定の迅速化及び合意形成の円滑化
- BIMを活用したLCA検討を通じ、脱炭素性能を可視化。脱炭素社会の実現に貢献



設計者

- IFCデータ提出による確認申請図書作成業務の負担軽減
- AI等のツールを活用した法適合判定支援ツールにより、設計段階における設計者の「法規制に係るプレチェック」を合理化
- 法適合確認に必要な情報を備えた確認申請の実現
- 確認申請の審査プロセスにおける審査者との円滑な情報共有・意思疎通の確保

設備空調ダクト区画貫通部処理状況チェック（赤色部は防火ダンパー未設置）



審査者

- ビューによる審査項目ごとの効率的な審査の実施。IFCデータそのものを審査することで、整合性審査、明示事項の確認を不要（申告書の提出に抛らない）
- 法適合判定支援ツールの活用による、審査の省力化と確実性の向上
- 他分野（適合性適判、LCA等）に対応できる体制の確保

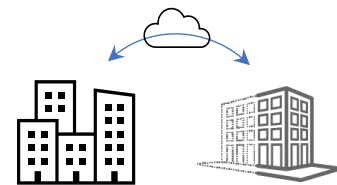
防火区画の法適合判定プログラム

区画面積チェック、区画壁や扉の性能チェック

防火区画	区画番号	区画面積	区画壁性能	区画扉性能	防火区画適合判定
1	101	100.00	100%	100%	合格
2	201	200.00	100%	100%	合格
3	301	300.00	100%	100%	合格
4	401	400.00	100%	100%	合格
5	501	500.00	100%	100%	合格
6	601	600.00	100%	100%	合格
7	701	700.00	100%	100%	合格
8	801	800.00	100%	100%	合格
9	901	900.00	100%	100%	合格
10	1001	1000.00	100%	100%	合格

社会

- BIMの社会実装の加速によるデジタル社会の実現への貢献
- 建築分野のデジタル化を推進し、生産性向上と専門人材の育成を通じて、持続可能な産業を確立
- BIMデータによる確認申請の実現により、行政手続のデジタル化・高度化を推進し、Society 5.0が目指す超スマート社会の実現に寄与



スマートシティ

デジタルツイン

2. 「BIMデータ審査」の実施に向けた環境整備

2) 「BIMデータ審査」の実施に向けた要件整理の検討

審査に必要な情報とBIMオブジェクトの関係を明確化 → IFCの定義に繋げる

審査に必要な情報の抽出は、施行規則第一条の三を用いて、下記のステップで検討した。

- ① 各条文が適用される建築物の明示すべき事項から、審査者により具体的な審査事項を「**記載事項**」として明文化
- ② 「**記載事項**」から「**審査に必要な情報**」に細分化する
- ③ BIMとして入力可能な形式に置換するための**情報分類**「**カテゴリー、属性情報項目、属性情報値**」を設定、IFCの定義化へつなげる

建築基準法施行規則第一条の三 (確認申請書の様式)				部会3による検討									
	(い)		(ろ)		(は)	(に)							
	法第三十五条の規定が適用される建築設備	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備	各階平面図	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	①記載事項	②審査に必要な情報	③記載すべき事項からの情報分類						
図書の種類							明示すべき事項	オブジェクト構成	タイプ	属性情報項目	属性情報値	形状から抽出する数値	オブジェクトに紐づかない
(九)					排煙の方法(自然排煙、機械排煙、加圧防排煙)の範囲を記載	防煙区画							
						排煙方式	エリア	排煙方式	自然排煙、機械排煙、加圧防排煙、排煙告示				
					全館避難安全検証法、階避難安全検証法、区画避難安全検証法の適用の範囲を記載								
					室の床面積を記載								
					手動開放装置の設置位置を記載								

検討例

2. 「BIMデータ審査」の実施に向けた環境整備

2) 「BIMデータ審査」の実施に向けた要件整理の検討 令第126条の2の例

明示すべき事項から審査に必要な情報・BIMの入力情報に分類

明示すべき事項	記載すべき事項	審査に必要な情報	記載すべき事項からの情報分類				形状から抽出する数値	距離測定	オブジェクトに紐づかない
			カテゴリ	タイプ	属性情報項目	属性情報値			
排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	排煙の方法(自然排煙、機械排煙、加圧防排煙)の範囲を記載	防煙区画の範囲・排煙の方法	部屋		排煙の方法	自然排煙 機械排煙 加圧防排煙 押出排煙			
	全館避難安全検証法、階避難安全検証法、区画避難安全検証法の適用の範囲を記載	避難安全検証法の適用範囲	部屋		排煙区画区分及び告示	全館避難安全検証法 階避難安全検証法 区画避難安全検証法			
	室の床面積を記載	室の床面積	部屋		面積	(㎡)	床面積		

カテゴリ毎に必要な入力情報を整理

カテゴリ	タイプ	属性情報項目	属性情報値	形状から抽出する数値	距離測定	オブジェクトに紐づかない	審査に必要な情報	記載すべき事項
部屋		排煙区画区分及び告示 排煙区画区分及び告示	自然排煙 機械排煙 加圧防排煙 押出排煙				防煙区画の範囲・排煙の方法	
			全館避難安全検証法 階避難安全検証法 区画避難安全検証法				避難安全検証法の適用範囲	全館避難安全検証法、階避難安全検証法、区画避難安全検証法の適用の範囲を記載
		面積	(㎡)	床面積			室の床面積	室の床面積を記載

<課題> 作図者によりカテゴリ、属性情報及び属性情報値の設定方法にばらつきがあるため、標準的なルールについて一定のコンセンサスの形成が必要である。

2. 「BIMデータ審査」の実施に向けた環境整備

2) 「BIMデータ審査」の実施に向けた要件整理の検討

- ・構造で用いるデータ形式（IFCとST-Bridge）について課題を整理した。

1. 情報の専門的詳細度と国際標準の違い

- ・ ST-Bridgeは、日本の一貫構造計算ソフトウェアとの連携を重視し、日本の構造設計者の実務課題を背景に開発された。そのため、意匠や設備といった他分野のBIMデータ審査には適用できない状況である。また、**建設プロジェクト全体のライフサイクルにおけるデータ活用や、国際的なデータ連携は困難である。**
- ・ IFCは建築物全体の情報を網羅する一方で、日本の構造設計に特化した詳細な情報(例:鉄筋情報や特定の構造解析パラメータ)の表現においては、ST-Bridgeの方が優れている。**IFCでST-Bridgeの持つ専門的な構造設計情報を完全に代替しようとした場合、情報が欠落したり、複雑なマッピングが必要になったりする可能性がある。しかし、確認申請図に記載されるレベルの概要情報であれば、十分な変換の可能性もある。**

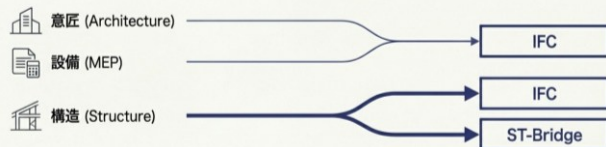
2. 確認申請用CDEの対応

- ・ 現状、確認申請用CDEの機能であるビューアは**ST-Bridge形式データ**に対応していない。

3. データ審査における真正性

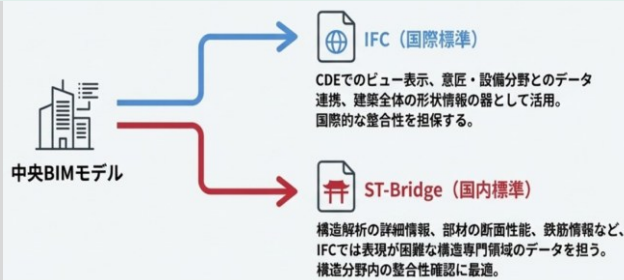
- ・ 提出するデータがIFC、ST-Bridge等の**似た情報を含む異なるデータ形式の情報**が存在することによる情報の真正性の扱いが難しい。

意匠・設備分野ではIFCへのデータ形式統合が進む一方、日本の構造分野では、機能するために2つの異なるデータ形式が並存しています。



IFC (International Foundation Classes)
形状データとコーディネーションを主目的とする国際標準フォーマット。

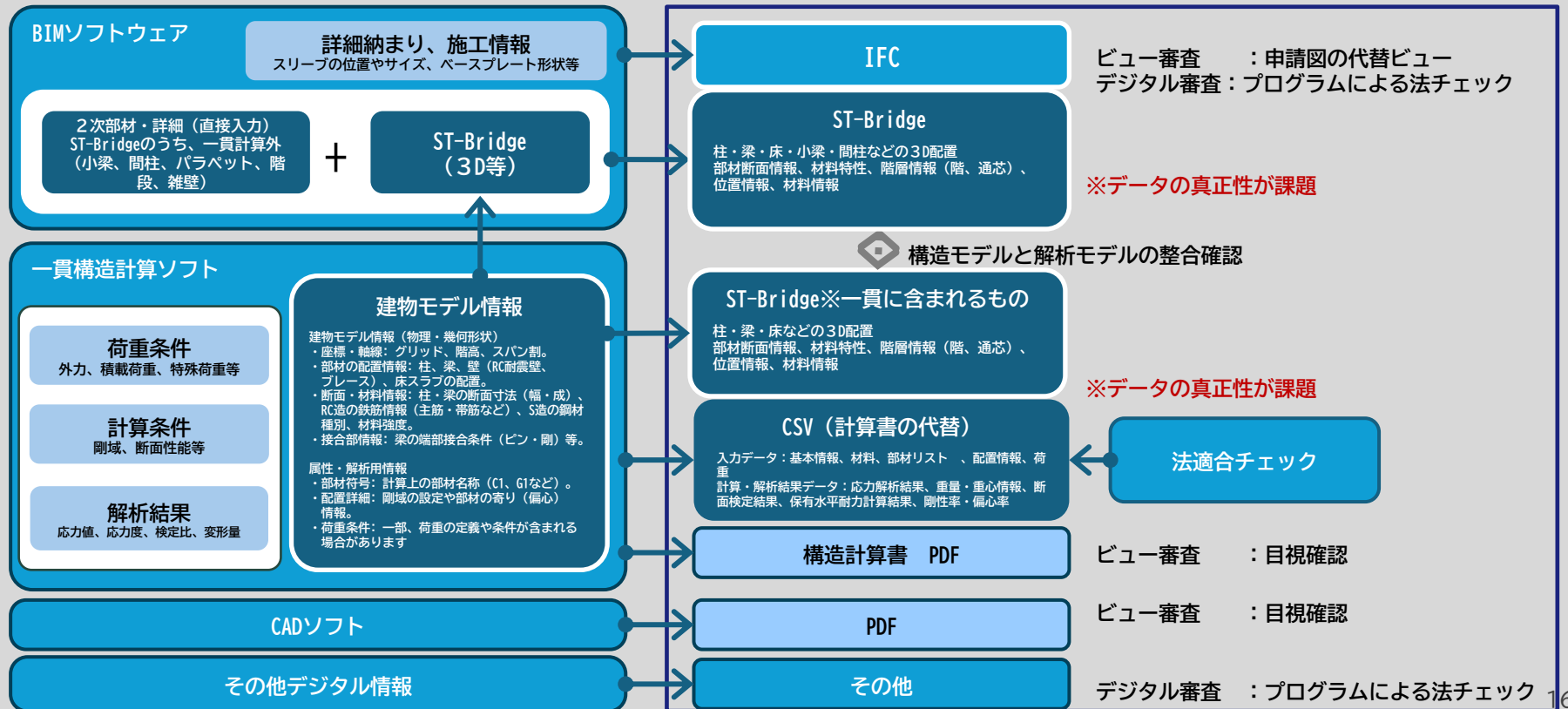
ST-Bridge (STB)
詳細な構造解析・計算情報を含む、日本国内の審査に不可欠な国内標準フォーマット。IFCだけでは情報が不足する。



2. 「BIMデータ審査」の実施に向けた環境整備

2) 「BIMデータ審査」の実施に向けた要件整理の検討

・構造で用いるデータ形式（IFCとST-Bridge）について課題を整理した。

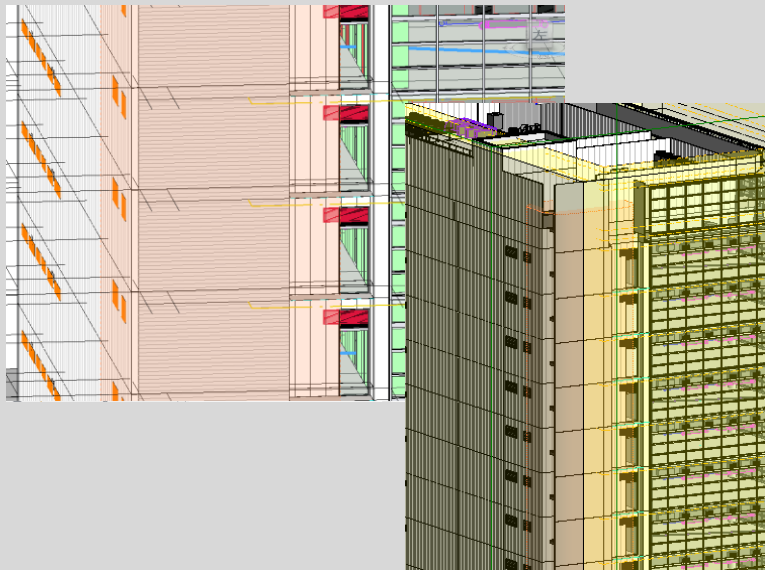


2. 「BIMデータ審査」の実施に向けた環境整備

2) 「BIMデータ審査」の実施に向けた要件整理の検討

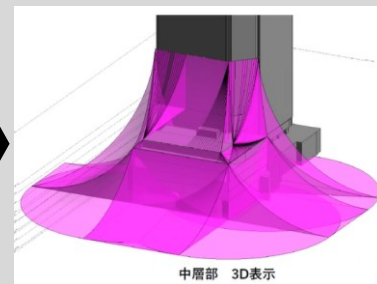
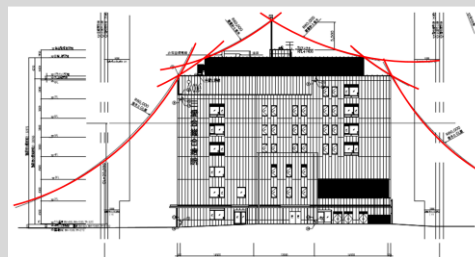
- ・設備審査におけるビュー審査の活用項目について整理した。その結果、設備分野では、審査者から、立体的な関係を理解した上で確認する必要がある項目や審査が複雑な項目について、分かりやすく表現されることが望ましいとの意見が寄せられた。

<屋外避難階段から2m範囲内の開口部性能>



<被雷設備の被雷保護範囲>

従来の避雷設備図



■建築基準法告示の改訂

2025年4月、建築基準法の告示が改訂され、新築や改修を行う際には、国際規格に整合した新JISS(JIS Z 9290-3:2019)に準拠した雷保護システムが求められるようになりました。新規格は、建物の高さに応じて保護角を段階的に小さくする方式を採用するなど、より厳格な基準に移行している。

2. 「BIMデータ審査」の実施に向けた環境整備

3) 法令の構造化等の検討支援

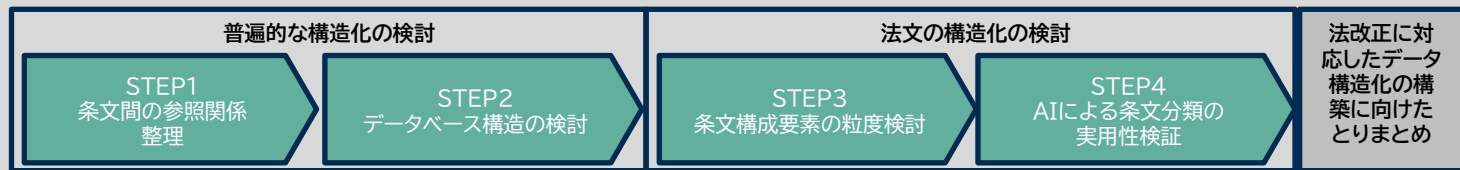
■背景

- 「BIMデータ審査」による建築DX推進に対し、法令文書は非構造化データとなっている。
- 審査は複数の条文を相互参照することや読解が重要であり、高度な専門知識が必要となっている。
- 建築基準法等の法令改正の頻度が高く、迅速にかつ正確に理解することが困難である。

■目的

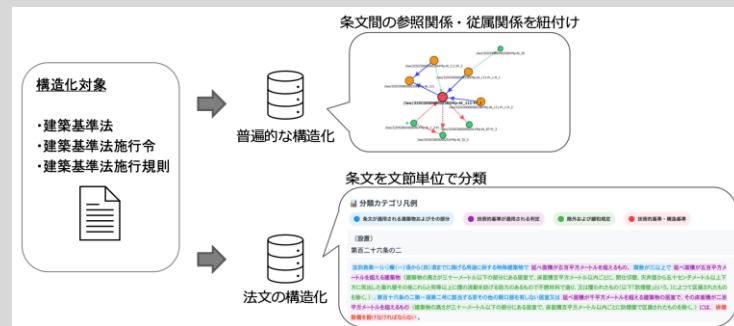
- 以下を目的に、データベース作成の試行および検討・検証を行う。
 - 法令構造化データの整備：人間と機械（AI）の双方に対応したデータの構造化
 - 解釈性の向上：関連条文の網羅的な提示、法令の解釈性・一貫性の向上
 - 法改正の追従体制構築：建築基準法等の法令改正を速やかに反映するための仕組みづくり

<検討ステップ>



■実施概要

- ユースケースの観点で2種の構造化を要件定義し、構造化に係る検討・検証を行い、その結果をとりまとめた。
 - ① 普遍的な構造化：法令の基礎情報（条文間の関係性、参照先）を客観的なルールで構造化し、多様な法令活用ユースケースに対応できる基盤を構築する。
 - ② 法文の構造化：建築確認の法適合に係るフローに着目し、条文を「適用範囲」「要件」「規制内容」などの構成要素に分類する。



(3) 令和8年度 活動案について

令和8年度は令和7年度の検討を継続する予定である。

1. 建築BIM推進会議 建築BIM環境整備部会 審査TFの取組事項に係る検討
2. 1. の他、国土交通省建築BIM推進会議及び各部会との連携した取組み、BIM活用に係る課題検討等
3. BIM講習会支援を通じ、協議会成果の普及を推進